

## 4. 助成の手続き

### 事前相談

助成を受けようとする方は、この制度の適用や手続きなどについて、**必ず事前に相談をしてください**。申請前に行なった改修工事に対して助成することはできませんので、ご注意ください。

### 助成金の 交付申請

「小規模店舗等バリアフリー改修工事等助成金交付申請書」に添付書類を添えて提出してください。

| 基本改修工事・簡易改修工事添付書類                                                                                                                                                                    | コミュニケーションツール作成等添付書類                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 案内図、現況建物平面図、現況写真<br>② 計画図(助成対象外部分を含む場合、<br>区別する。)<br>③ 見積書(助成対象外部分を含む場合、<br>区別する。)<br>④ 建築確認通知書(写し)<br>⑤ 土地、建物登記事項証明書<br>⑥ 所有者の工事承諾書(申請者が所有<br>者でない場合)<br>⑦ その他市長が必要と認める書類及び<br>図面 | ① 案内図<br>② 特定都市施設設置工事計画届出書<br>(建築物)の内容審査結果通知※<br>※ない場合は、現況建物配置図、各階<br>平面図、2面以上の断面図、現況写真<br>③ 仕様書、カタログ等の写し、見積書<br>④ 土地、建物登記事項証明書<br>⑤ その他市長が必要と認める書類及び<br>図面 |

### 助成金の 交付決定

市は、助成金の交付を決定した方に、「小規模店舗等バリアフリー改修工事等助成金交付決定通知書」をお送りします。

### 完了報告

工事完了後、「小規模店舗等バリアフリー改修工事等完了報告書」に添付書類を添えて提出してください。

| 基本改修工事・簡易改修工事添付書類                         | コミュニケーションツール作成等添付書類                |
|-------------------------------------------|------------------------------------|
| ① 竣工図<br>② 工事完了後の写真<br>③ 改修工事に要した経費の領収証写し | ① ツール配置後の写真<br>② 作成・購入に要した経費の領収証写し |

### 助成金の 交付確定

市は、助成金の交付が確定した方に、「小規模店舗等バリアフリー改修工事等助成金交付確定通知書」をお送りします。

### 助成金の 請求

助成金の交付の確定を受けた方は、「小規模店舗等バリアフリー改修工事等助成金請求書」を提出してください。

### 助成金の 交付

市は、助成金請求者の指定された振込口座に、助成金を振り込みます。

助成制度をご利用いただいた小規模店舗等は、市のホームページでご紹介させていただきます。

## 5. 問い合わせ

〒202-8555 西東京市中町1-6-8 (保谷東分庁舎2階)  
西東京市まちづくり部都市計画課開発調整係 TEL042-438-4050

# バリアフリー改修工事費等の助成制度

— 西東京市小規模店舗等バリアフリー改修工事等助成金交付要綱 —

利用しやすい助成制度とするため、助成メニューを増やしました

案

## 1. 制度の概要

この助成制度は、西東京市人にやさしいまちづくり推進計画に掲げられた「補助制度の活用によるバリアフリーの誘導」を図ることを目的とし、店舗等の段差の改修工事等を行う事業者に対し、その費用の一部を助成する制度です。

※イメージ写真・イラスト

## 2. 助成の対象

助成の対象となる建築物は、次に掲げる小規模店舗等で、床面積の合計が200平方メートル未満の既存の建築物です。このほか、3つの助成メニューに応じた要件がありますので、「3. 助成メニュー」をご参照ください。

1. 食品、物品等の販売業を営む店舗
2. 各種料理店、喫茶店、レストラン等の飲食店
3. 理容店、美容店、クリーニング店等のサービス店
4. 診療所、施術所などの医療及び医療関連施設
5. その他、上記に類すると市長が認める施設

※イメージ写真  
・イラスト

## (1) 基本改修工事費助成

### 概要

市が定める整備基準に基づき、下記のバリアフリー工事を行った場合に、費用の一部を助成します。

### 助成対象

平成21年9月30日以前に着工した建築物  
患者の収容施設を有する診療所は  
平成16年6月30日以前に着工したもの

### 助成金額

上限50万円  
(対象経費の1/2)

(注)同一建築物につき、①～③各1回まで申請できます。ただし、同一年度内の申請は1回までです。

### ①通路(道路から出入口まで)

道路から小規模店舗等の出入口に至る通路で、車いすで建物へ入るための段差解消の工事

#### (主な整備基準)※

- ・通路の幅は、120cm以上とする。
- ・通路の表面は、滑りにくい仕上げとする。
- ・通路面には、原則、排水溝などを設けない。
- ・傾斜路の勾配は、原則、1/12以下とする。



仮写真

### ②出入口

車いす使用者等が安全かつ円滑に出入りするための段差解消、引き戸、自動ドア等の出入口の工事

#### (主な整備基準)※

- ・有効幅は、80cm以上とする。
- ・戸は、自動開閉する構造又は車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造とする。
- ・車いすの通過に支障となる段差を設けない。



仮写真

### ③便所

車いす使用者等が利用でき、高齢者又は障害者にとっても利用しやすい便所の工事

#### (主な整備基準)※

- ・腰掛け便座、手すり等を適切に配置する。
- ・内部は、原則、内のり200cm×200cm以上とする。
- ・直接地上へ通ずる出入口まで車いすで通行可能。
- ・出入口の有効幅は、80cm以上とする。



仮写真

※詳細は、西東京市小規模店舗等バリアフリー改修工事等助成金交付要綱に関する整備基準をご確認ください。

## (2) 簡易改修工事費助成

### 概要

市が定める整備基準に関らず、下記のバリアフリー簡易工事を行った場合に、費用の一部を助成します。

### 助成対象

平成21年9月30日以前に着工した建築物  
患者の収容施設を有する診療所は  
平成16年6月30日以前に着工したもの

### 助成金額

上限5or10万円  
(対象経費の1/2)

(注)同一建築物につき、①～③各1回まで申請できます。ただし、同一年度内の申請は1回までです。

### ①通路

道路から出入口に至る通路内の段差に手すりを設置する工事 上限5万円



仮写真

### ②出入口

玄関の段差箇所に手すりを設置する工事 上限5万円



仮写真

### ③便所

腰掛け便座、手すりを設置する工事 上限10万円



仮写真

ソフト面も  
助成します

## (3) コミュニケーションツール作成等助成

### 概要

バリアフリー整備がされている店舗等に対し、コミュニケーションツールを作成・購入する費用を助成します。

### 助成対象

市が定める整備基準を満たす建築物  
東京都福祉のまちづくり条例第18条の届出を行い、支障がないと認められた建築物等

### 助成金額

上限2.5万円  
(対象経費の全額)

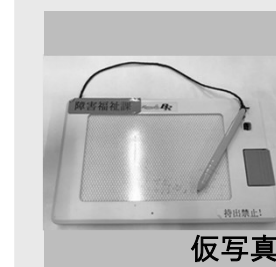
(注)同一建築物につき、1回まで申請できます。

### 例 コミュニケーションボード



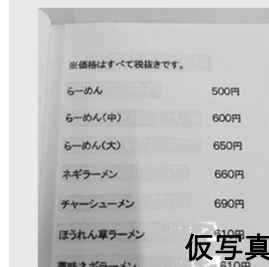
仮写真

### 例 筆談ボード



仮写真

### 例 点字メニュー



仮写真